

建築基準法第51条ただし書許可について  
(宮城野区仙台港北二丁目)

建築基準法第 51 条ただし書による産業廃棄物の中間処理施設の位置

名 称	用途地域	位 置	敷地面積
産業廃棄物の 中間処理施設	工業地域	仙台市宮城野区仙台港北二丁目 13 番 地の 6, 7, 8, 9, 10	6, 557. 93 m <sup>2</sup>

(内容説明)

本事業者は、本計画地において、東北 6 県から発生する産業廃棄物（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、動物のふん尿、ばいじん）及び特別管理産業廃棄物（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、引火性廃油、ばいじん、感染性産業廃棄物）を収集運搬し、乾留ガス化炉及び焼却炉にて焼却処理の中間処理を行う事業を計画しております。

本事業における焼却施設は、「建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第 1 項、第二号イ」の規定に該当し、建築基準法第 51 条ただし書の許可を受ける必要があることから、仙台市都市計画審議会に付議するものです。

<処理能力に関する規定>

・産業廃棄物

廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）焼却施設で、1 日当たりの処理能力が 4 m<sup>3</sup>を超えるもの

廃プラスチック類（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設で、1 日当たりの処理能力が 1 t を超えるもの

焼却施設（汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設を除く。）で、1 日当たりの処理能力が 6 t を超えるもの

(理由)

本計画地は、J R 仙台駅から東方約 11 km、仙台港北側の産業道路付近に位置しており、本市都市計画マスタープランにおいて、産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積を図る、工業・流通・研究区域に位置しています。

また、本計画地は、仙台市特別用途地区建築条例の第四種特別業務地区内にあり、計画地周辺は、事務所・工場・倉庫などの業務系の土地利用が行われることとなっております。そのため、今後住宅施設との混在化が進むことはなく、本市の工業・流通・研究区域の施策展開の方向性に適合するものです。本事業における、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の焼却に伴う騒音・振動等について、焼却施設等からの影響が最も大きい地点においては、工業地域内における本市の規制値内であり、周辺環境に支障等が発生しないほか、排ガスについては、焼却施設の処理工程上有害な物質の排出はほとんどなく、廃棄物搬出入等に伴う通行車両台数についても、周辺交通への影響が少ないことを確認しています。

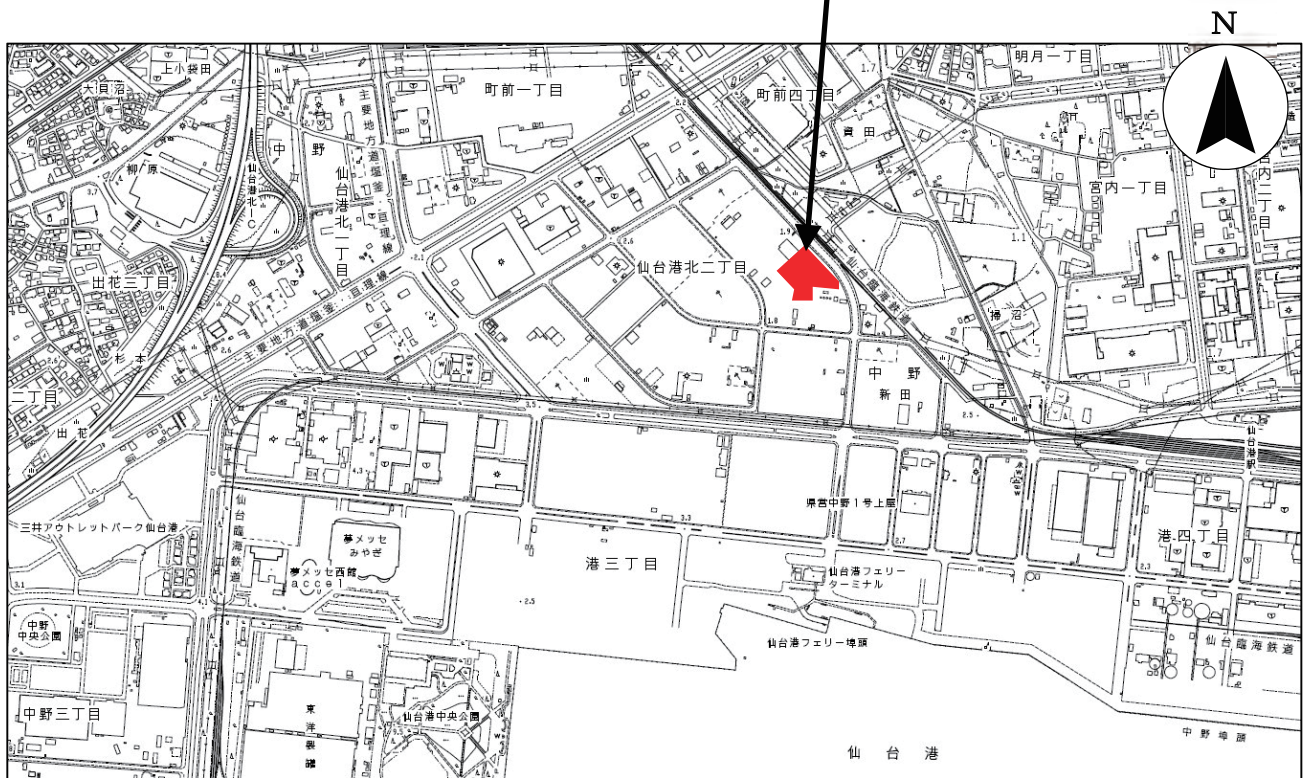
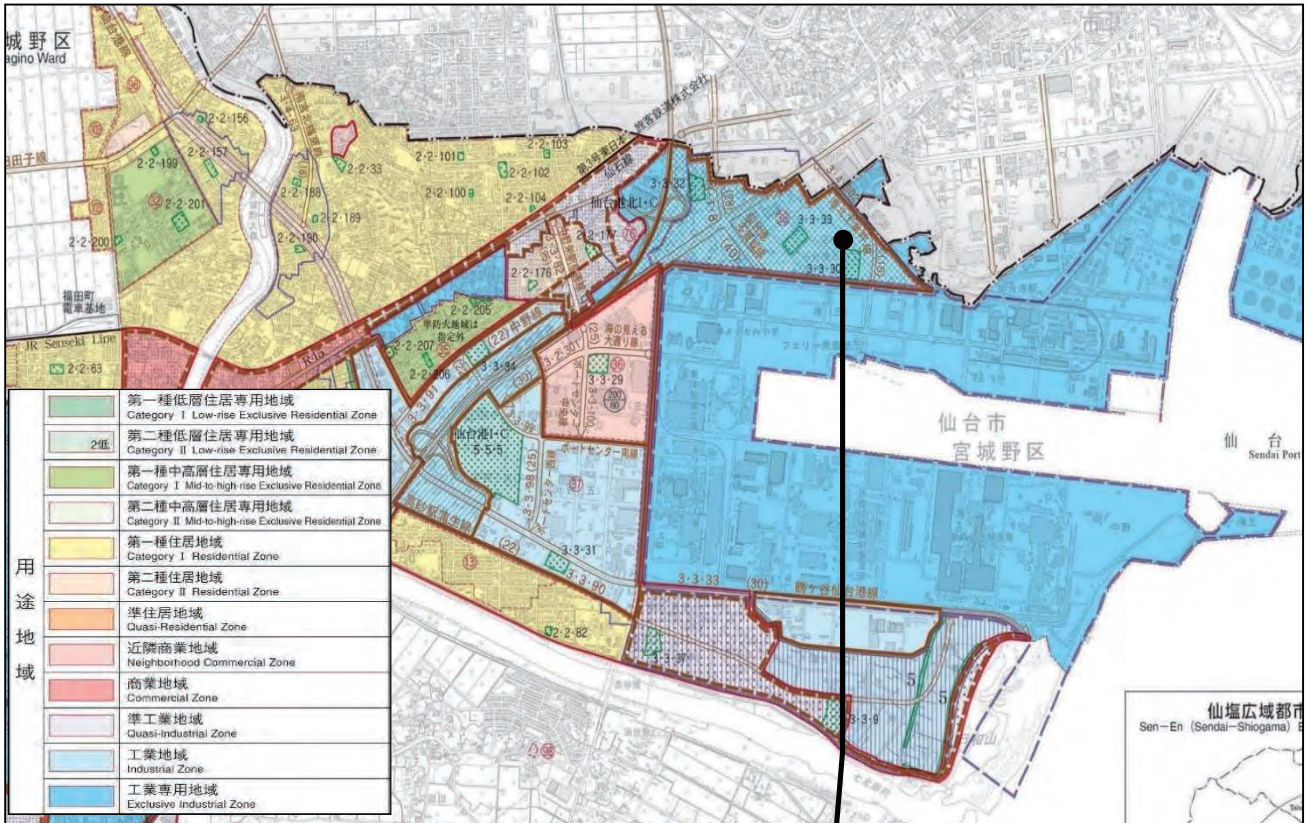
以上のことから、本施設の敷地の位置については、都市計画上支障がないと考えられます。

## 施設概要

施設名称		(仮称) 鈴木工業株式会社 新処理場
申請者		仙台市若林区卸町東五丁目 3 番 28 号
		鈴木工業株式会社 代表取締役 鈴木 伸彌
敷地	位置	仙台市宮城野区仙台港北二丁目 13 番地の 6, 7, 8, 9, 10
	面積	6, 557. 93 m <sup>2</sup>
	用途地域	工業地域
処理施設	用途	産業廃棄物の中間処理施設
	処理能力	産業廃棄物 焼却施設 廃油 9. 08 m <sup>3</sup> /日 廃プラスチック類 10. 88t/日 その他 22. 00t/日
その他		建築物の概要 廃棄物処理施設 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造 地上 1 階建て 429. 03 m <sup>2</sup>

# 建築基準法第 51 条ただし書の許可について

位置図



本計画地